

平成29年(行ウ)第232号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 ■■■■■他1名

被告 国分寺市長 ■■■■■

平成30年12月6日

東京地方裁判所 民事部第51部2D係 御中

原告 ■■■■■
■■■■■

原告 第 6 準備書面

(被告準備書面 2 に対する争点の整理と反論、補足)

第一 はじめに

原告は、「国分寺市が前市長星野に対して求償権を有することを主張するため、補助参加人星野の法的義務と、どの点でこれに星野が違背したかについて」事実認定を行ってきた。

原告は、直前の被告第3準備面については別して反論を行なうが、被告の抗弁姿勢には看過できない誤りがあると言わざるを得ない。

一貫性のない抗弁や論理性のない主張は、本住民訴訟に関して言えば特に許されるものでない。なぜなら、本訴原告住民も本訴被告である国分寺市長井澤市長も、原因となった原審の当事者ではなく、本訴訟は互いの利益を争う裁判ではないからである。

本訴訟は、前市長星野に代位して市が支払った不法行為の賠償金を請求するよう国分寺市に求める、補助参加人星野への求償権の確認となる住民訴訟であり、いわゆる四号請求訴訟である。原告住民らと被告国分寺市との両者の互いが、真実を明らかにすべく努力する責を負っているものと原告は考える。

このことからすれば、本訴被告代理人はあたかも補助参加人星野の弁護人であるかのように答弁し、そのあまり和解し賠償金の支払いに至った事実すら無視していると言わざるを得ず、抗弁の姿勢として不誠実である。

これは本訴被告である被告国分寺市井澤市長の意思とも到底考えられない。

原告は先に第4準備書面を提出したが、以上の点にかんがみ、改めて被告の誤りについて被告第2準備書面につき補足して反論を行なう。

まず被告第2準備書面における被告と原告の争点につき改めて整理して反論を述べることとし、続いて被告主張の該当部分を明示して反論を行なう。

第二 被告の主張（被告準備書面 2 の争点整理）

- I. 「国分寺駅北口再開発事業にとり、浜友観光のパチンコ店の出店は支障となる可能性があった」>争点「**再開発との関係**」
- II. 「前市長星野は本件再開発事業の支障となることを懸念して、浜友観光によるパチンコ店の出店を阻止した」>争点「**星野の懸念**」
- III. 「前市長星野は本件出店阻止のための活動において、議会へ働きかけを行ってはず、議会は自由な意思と判断により図書館条例を可決したのだから、星野には責任はない」>争点「**星野の議会への働きかけ、議会の判断**」
- IV. 「本件図書館設置の目的は一義的には図書館設置の要望に応えたものであり、副次的にパチンコ店の出店を阻止したに過ぎない」>争点「**図書館設置の目的**」
- V. 「星野の執行には故意性はなかった」>争点「**星野の執行の故意性**」
- VI. 「星野には違法性の認識はなかった」>争点「**違法性の認識**」
- VII. 「星野の執行は故意又は重大な過失に当たらない」>争点「**星野の故意と重過失**」

第三 原告の主張との争点（上記、被告準備書面 2 での争点）

I. 「国分寺駅北口再開発事業にとり、浜友観光のパチンコ店の出店は支障となる可能性があった」

原告が主張する点「再開発事業が支障となるという過去未来の仮説は立証できない。」
《註》原告は被告の主張する当該の点について争点としない。

被告は、前市長星野が違法な公権力の行使を行った執行の理由として、「国分寺駅北口再開発事業にとって浜友観光のパチンコ店出店が支障となる可能性があった」などとしているが、そのような想定が客観的に見て妥当かどうか立証は不可能である。また、よって「再開発事業を理由として星野の不法行為に合理的な妥当性があったかどうか」について議論する意味はない。

国分寺駅北口再開発事業の内容は現在と当時では全く異なっているという事実があり、当時の計画から現在まで引き継がれた開発プランはない。約 30 階建てのタワーマンションへ計画内容は変更され、当該再開発ビルの場所さえ変更されている。よって、現在の国分寺駅北口再開発事業の変容からすれば、被告の主張は仮定に仮定を重ねた議論としかならず、争点になりようがない。「再開発事業の継続が困難となる可能性があった」などという議論は過去未来の仮定でしかなく、原審でもこれが否認されている以上に、もはや争点とできないと言わざるを得ない。

また、原審では国分寺市都市開発部長の百瀬氏によって補償費は「非開示」とされていて、そのような判断の存否すら疑われ、原審被告国分寺市は調停申立てされるまで当該テナントと島田商事との契約内容すら知らなかった。相手方の契約内容を知らずに補償費の試算をすることなど不可能である。（甲 48 号）

つまり、「国分寺駅北口再開発事業にとって浜友観光のパチンコ店出店が大きな支障になる」との仮説が生まれた過程も、どのような点で支障となるとされたかも、一切が不明と言わざるを得ないのである。

星野の執行は、「最初に（図書館設置による）出店阻止ありき」でしかない。

市長説明会にしても、同業者からの反対しかなかったことは原審原告の浜友観光によって否定されており、被告が提出している用途不明のコンサルタントの「ヒアリング集」にしても、浜友観光の出店が再開発事業に大きな支障となるとの指摘はほとんどない。そもそも本件資料は被告の言う

ような「権威あるコンサルタントから再開発ビルの相応しい姿が示されたもの」などでは毛頭ない。しかもこの資料は平成19年3月作成のもので、星野が図書館を設置して浜友の出店を阻止し島田商事の不動産賃貸業の営業を妨害した後に提出された資料であり、証拠能力すら認められないものである。

よって、このような裏づけのない仮説や仮定を重ねて議論することは無駄としか言えず、本訴訟の趣旨とも反する。

被告はあり得ない仮定を主張しているが、「星野は個人の営業妨害となった不法行為(違法な結果となった執行)の責任者である」事実を無視している。過去の「仮定の議論」から何をもって前市長星野に対する求償権があるかどうかその是非を争えるのか、被告の主張には意味がない。

原告が争うのは、当該の再開発計画がどれほど当時と内容と姿を変えようとも、変わらない事実についてのみである。すなわち、「図書館設置による風営法の規定を利用して、特定個人らの営業妨害を意図して一連の執行を行った前市長星野前市長の行為が違法であり、それは公権力の違法な行使濫用にあたり、前市長星野への求償権の存在を認めるに足る故意又は重大な過失であったかどうか」である。原告はこの星野への求償権の存在を主張しこれを争う。

II. 「前市長星野は本件再開発事業の支障となることを懸念して、浜友観光によるパチンコ店の出店を阻止した」

原告が主張する点「星野の不法行為は本件再開発事業への懸念とは動機付けできない。」
《註》原告は被告の主張を否認し、争点とする意味を認めない。

原告は、被告が主張する「星野の執行と係る議会答弁や発言、議会への働きかけは、国分寺駅北口再開発事業を懸念したための行動であった」という主張を事実として認めない。

前市長星野にそのような危惧があったとすれば、当然に行われたはずの事業者らとの直接の折衝や他の政策対応は一切取られることはなく、交渉や面談の記録もなく、その事実はない。

星野が再開発事業の進展を危惧するような答弁を議会で行ったことは、「どうしても出店を妨害したかった」星野個人の意思の正当化のためでしかなく、議会に協力を迫るための意味しかない。

星野は、議会へ図書館条例の議員提案と可決をさせるよう働きかけ、条例の可決成立によって図書館を設置できるようにし、これをして図書館を設置し、係る図書館による風営法の規制を利用してパチンコ店の出店をできなくしたという一連の事実があるだけである。

被告が主張するような、再開発事業進展への懸念や頓挫への危惧が星野にあったという、その主張を裏付ける星野の行動やその痕跡はない。

星野が「再開発事業の支障を懸念していた」としたら当然に行っていた筈の行動はなく、一切の証拠がないのだから、「星野は国分寺駅北口再開発事業を懸念したから本件執行に至った」などと動機付けすることは誤りである。

被告が、星野の発言や答弁から「前市長星野には再開発事業が頓挫する懸念があった」などと『推論』しようとしても、懸念したことを裏付ける行動はなく、論理としても他に何ら策が取られなかったことで成立しない。星野の再開発事業への懸念が、出店阻止という唯一の行動に結びつくしかなかったという必然性は立証できない。

III.「前市長星野は本件出店阻止のための活動において、議会へ働きかけを行っていない、議会は自由な意思と判断により図書館条例を可決したのだから、星野には責任はない」

原告が主張する点 「星野の関与なくば改正図書館条例が議員提案されることも、可決されることもなかった。星野の働きかけがなくば、本件改正条例は成立していなかった。」

《註》原告は被告の主張の一部を認め、これを除いて争点とする。

二元制のもとで、星野が行なう図書館の設置という「執行判断」に議会が影響を直接与えることはできないし、逆に本件条例改正の議決時に議会は「星野から議決への介入ないし干渉」を受けてはいない。議会が一定の「独立した自由な意思で条例可決を行ったこと」は認定できる。

しかし、前市長星野がこの本件条例可決をいいことに当該パチンコ店の出店阻止を目的に図書館を実際に設置し、係る風営法の規制から出店できない状態を将来的にも作り出したことは個人の営業権を侵害する違法な公権力の濫用である。本訴補助参加人星野はこの責任を免れることは出来ない。

しかしながら、この「自由な(議会の)判断」とは、市長部局から議会への働きかけの結果であり、議会が条例可決自体を目的化したことにあるのであって、条例の内容と前市長星野の図書館設置の目的に議会が積極的に賛同したとすることはできない。

代表者会議録を見れば明らかなように、議会は議会権限と条例可決の法的リスクを天秤にかけた上で星野ら市長部局の議員提案の働きかけに応じたとする他にはなく、いわば『打算的な判断』によって星野からの条例可決の求めに応じたと推論をするしかない。議会は「パチンコ店出店阻止のために図書館を設置する目的で(自主的に)条例の提案可決をした」とまではできないのである。

つまり、市長部局が強要していないなら、代表者会議開催前に、提案文協議が済んでいず提案議員さえ決まっていなかったのに全会一致(「皆さんで行く」とできたり、提案理由もないまま、「全会一致」でと合意していたことは通常なら説明できない。本件条例改正案の理由(内容)と目的について、議員らに「一致した判断があった」とはできない。(甲19号)

その上、本件の議案自体が市長部局からのものであり議会可決までの経過を見れば、議会は条例の内容についてではなく条例の可決自体について何らかの判断をしたと言わざるを得ない。

議会は、被告が主張するような意味で図書館条例の「内容と目的」について「自由な意思と判断をした」とすることはできない。

いわば、議会は、星野に条例の議員提案と可決に応じるよう「追い込まれた」とするしかない。

「バザールK跡地問題に関する法律相談について」とする資料は、もともと市長提案のための法律相談であったが、これを市長部局がわざわざまとめて資料として議会に示したことは、前市長星野が出店阻止をなんとしても敢行するという「意思表示」である。

なぜなら、この法律相談の結論は「違法で訴訟リスクがある」とされていて、これをして「適法であると確認した」とは誰もが首をかきしげるしかなく、「客観的に見てなぜこれで『出店阻止に違法性はない』とできるか分からない」ものであったから、逆にこれをして議会が星野の専決処分を危惧したことが推認されるからである。

星野がこの資料をわざわざ「適法性が保障された」ようなものとして議会に示したり、適法との意

見を得たかのように市長部局が欺瞞して答弁したことは、「(星野は)いかようにも理屈をつけて出店を阻止する強い意思を持っている」と、議会に対しその意思と姿勢を理解させるものとなったと言える。

代表者会議の主な経過は、次のものである。

(ア)すでに代表者会議開催前の、提案文も提案者も決まっていな段階から議会は「皆さんで行く」と「全会一致での可決」を決めていた。議会は条例の可決成立自体を目的化していた。

(イ)代表者会議では本件条例案を「国分寺駅前へ図書館を設置しよう」とし「(出店阻止とは)切り離す」と決定された。議会に条例を可決させ図書館を設置しようとする星野の本来の目的は特定事業者を標的にした出店の阻止であったが、議会全体はこの目的に同調しないようにした。

(ウ)星野による予算付けの確約は条例提案の条件とされ、議決より先に星野が予算措置を表明する本会議場での手順が了承された。議長は「これも証拠になるということだから」とし、代表者会議でも星野へ予算措置の確約を求めた。条例の議員提案と星野の予算措置を一体のものとし、代表者会議はこれを「(星野の責任となる)証拠」と考えた。

以上の会議の経過は、議員提案をして条例を可決したことが「市長から議会への働きかけ」によるばかりか、星野が「議会の議決権限を使った」条例制定であった本件の実態を示している。

議会は「自発的な判断を行なった」とはできても、それは議会権限を意識した星野への牽制であって条例自体の内容についてはではない。この推論によれば上記の議会の対応が全て矛盾のないものとして説明できる。

つまり、『星野が議会議決に直接干渉し得たかどうか』という点につき、「条例可決が議会の自由で自発的な判断で行われたかどうか」を論議するなら、せいぜい「議会議決時に星野は投票行動に干渉したり議事を進行したりはしていない」という事実しかない。

実際には、議会は議会権限を意識して星野への牽制に自発的な判断で条例可決まで応じ、それは星野の働きかけによる結果である。

そもそも、可決される前から星野は予算付けを表明しているもので、これは「公権力の行使」を議会決議を待たずにあらかじめ保障ないしは行なってしまっていたことになる。

このことは代表者会議で予算付けを確約させる際の須崎議長の発言でも明らかで、星野の予算付けと条例提案が一体となった「星野のための条例可決」であることを示すために、議長は「これも証拠になるということですので」として星野へ予算付けを要求している。

逆に、その予算付けの確約は、議会側には「議決だけでは公権力行使の『執行責任』はない」との後押しすることとなり、条例の議員提案と可決につながっている。同会議における「議会は被告にはならない」との議員の表明は、この条例に対しての議会の認識の本質を示す。

言い換えれば、星野はこの予算付けで専断処分も同然のことをして、議会は事後的な承認を行なったとも解釈が出来る。それでも、形としては議会は議決権限を果たしたことになるから、議会権限が侵害されたとは言えない。議会の面目が保たれたに過ぎない。

代表者会議の審議の結果から、次のことが明らかとなる。

(ア)市議会による条例可決は、議会が星野を牽制する動機があったことが推論され、これは「星野が議会をどの様に利用したか(働きかけたか)」を示す。

(イ)議会は条例の可決自体を目的化し、この意味で議会は「独立した自由な意思」によって全

員一致で条例改正を可決させたに過ぎない。

(ウ)代表者会議録には、全会一致となるよう妥協点を探った案文協議の経過が明白であり、議会は本件図書館条例の改正の目的をパチンコ店の出店阻止とはしていない。

(エ)従って、パチンコ店の出店阻止の意思が星野市長より議会に強くあったなどとはできず、市議会での改正図書館条例の可決をもって議会に本件求償の強い責があるとはできない。

星野の関与なくば改正図書館条例が提案されることも、可決成立されることもなかった。

IV.「本件図書館設置の目的は一義的には図書館設置の要望に応えたものであり、副次的にパチンコ店の出店を阻止したに過ぎない」

原告が主張する点「『星野の不法行為の事実認定』は、副次的か一義的目的かによらない。」
《註》被告の主張は意味をなさず、争点とはならない。

本件条例改正の目的のひとつに「図書館設置による市民サービスの提供」があったことを原告はことさら否認しない。「提案文には図書館が必要であることを前面に出す」との代表者会議の判断と決定が明白に見られるのだから、原告はこれを否認しない。

原告は、その「一義的な目的」だという図書館設置が、例え「国分寺駅前に図書館が必要」などと議会で議論されたことがかつて一度もなく、しかもわざわざ当該パチンコ店出店予定隣接地に必要だということになり、それもなぜか異例かつ緊急に条例改正が急がれ、そして継続審議中の教育委員会の専権を無視して、これまで一度もなかった議員提案による条例改正で可決させ、星野が図書館を設置できるようにしたという、不審かつ不合理で説明のできない不自然な点が数多くあったとしても、「図書館を設置する」という条例が本当に必要であったかどうか、その「図書館の必要性や緊急性と妥当性」について争点とする意味を原告は認めない。

被告は図書館設置の目的が「一義的には市民の要望に応えたものである」などと強調するが、このような「市民の声」などはなく、議会を動かすほどの(出店阻止を目的とした)市民の声などありようもない。

いずれにしても、「図書館そのものの設置が一義的な目的で出店阻止が副次的目的であったか、一義的目的が出店阻止にあったかどうか」について争う必要を原告は認めない。

すなわち、それが副次的か一義的かどうかに関わらず、前市長星野の執行が、個人の自由な営業の権利を侵害する結果となった不法行為の事実は変わらず、それは違法な公権力の濫用だからである。この出店阻止による営業妨害という違法な執行のために国分寺市は損害賠償を請求され、市が前市長星野に代位して支払いを行ったから、原告はこの賠償金の支払いについて星野へ請求するよう求償権の行使を求めている。

また被告は、本訴において「出店の阻止」として、本件図書館設置には(一義的か副次的かはともかく、)違法な財産権の侵害となる目的が含まれていることは認めているのだから、それを「副次的目的に過ぎない」などと済ませることは断じて許されない。

V.「星野の執行には故意性はなかった」

原告が主張する点「星野は明白な意図(故意)をもって出店阻止と営業妨害を行なった。」

《註》原告は被告の主張について争う。

星野は営業妨害の意図を明確に持ち、図書館設置によるパチンコ店の出店阻止という政策に固執してその執行までを行なっている。

星野は「バザールK跡地問題に関する法律相談について」とする資料をまとめているが、この相談では「違法性がない」とされていなかったどころか、最終相談では「市の過失による訴訟リスクがある」とされているにも関わらず星野はこれを無視した。

被告によれば、星野ら市長部局は「適法性を確認するために法律相談をした」としているが、その法律相談はもともと「出店阻止をするために図書館設置を利用するが効果はあるか」との出店阻止の意図に基づいた相談から始められた。

星野は、この執行の違法性が指摘されていながら意図的に(故意に)これを無視し、営業妨害となる執行を行なったのである。

星野は、議会が本件条例を可決させた翌日には北口再開発協議会で報告に及び、「大変よい形になってきた」「当初の予定通り公有化できる見通しである」との報告を行なっている。(甲30号)その後には星野は新聞インタビューに答え、出店阻止について「駅前にふさわしくないから(出店阻止を)行った」などとも述べた。(甲21号)

星野は議会に「事業者と折衝をする」と言っておきながら何もしていず、出店の阻止以外に星野が考えた方策はなかった。

星野の執行には明白な意思が認められる。

VI. 「星野には違法性の認識はなかった」

原告が主張する点「前市長星野には本件出店阻止が違法な執行となる認識があった。」
《註》原告は被告の主張について否認し争う。

前市長星野は「バザールK跡地問題に関する法律相談について」とする資料を議会に示してパチンコ店出店の阻止を表明し、あたかもこれを執行のよりどころとするようにしている。最終相談は「市の過失により訴訟リスクがある」などと結論されていて、本件執行の適法性など到底「確認」などできるものではない。

このような適法性が担保されていない資料をわざわざ利用して、星野は「違法性の認識がなかった」などとしているのだから、これをもって「星野に違法性の認識があったこと」は証拠づけられると言わねばならない。

喩えれば、「ここは私有地である」と書かれた掲示があったにも関わらず侵入の違法を犯し、わざわざこの掲示を引き合いに出して『立ち入るな』とは書いてなかったなどと不法に侵入したことを否定し、もって「(当人に)違法性の認識はなかった」などと主張する手法は、よく知られた罪や責任を免れようとする者が行なう典型的な手法である。そして、そのような実行は必ず違法性の認識のもとに行われる。

本件法律相談を行なったことは、「その相談の指示をしたこと」自体、被告も認めている通り、「星野には違法となるかどうかの可能性について一定の認識があったこと」を示す。

しかし、最後相談で市の過失と訴訟リスクが意見されたにも関わらず、「違法性がないとされた」など欺瞞して図書館設置による出店阻止に執着したことは、「星野は違法性の可能性について認識があった」ということにとどまらない。むしろ、「違法の可能性があるかどうかの認識」どころか、星野が「違法性を知りながら行う認識そのもの」と言わざるを得ない。

被告は、本資料に「市側からの相談内容」が明記されていることさえ無視しているが、市ははっきり「風営法の規制を利用してパチンコ店を出店できなくさせられるか」と聞いている。

「>市が図書館を設置する計画に基づいて予算措置等を公表した場合等に、『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』及び、『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例』(東京都)等により、パチンコ店進出が出来なくなる可能性があるか。」(甲17号)

また、「法的な意見」であれば、星野が教育委員会に「早急な審議を要請する」と審議を市長要請しながらも継続審議とされた際、弁護士でもある教育長から「(後迫いの)図書館設置を利用してパチンコ店の出店を妨害することは法的リスク(違法性の疑い)がある」との明言がされている。市長部局の樋口氏はこれをブログで述べているが、星野が聞いていない筈はない。

VII. 「星野の執行は故意又は重大な過失に当たらない」

原告が主張する点 「星野の執行は個人的な動機による故意又は重大な過失である。」
《註》原告は被告の主張を否認し、争う。

被告は星野の責任を否定したいがため、「条例可決による影響(違法)があったとしても、星野は市長として条例の可決成立があれば、予算措置を講じて図書館を設置するしかなかった」などとの趣旨の抗弁をしているが誤りである。この抗弁は、被告自身が解している「二院制の原理」に反し、前市長星野が執行長として負う長の善管注意義務を無視するものである。

被告の抗弁は「市長の履行義務」を誇張し、市長の善管注意義務を無視しようとする意図でしかなく、星野の執行は「議会を利用して自分の目的を達成した」とする以外にできない。

また、被告自身が説明する通りの「再議権の行使」が必要とされる状況であったのに、星野は再議せず、「地方自治の公正・適切かつ円滑な運営を実現しようとした再議権行使の趣旨」はないがしろにされている。(地方自治法176条1項)

前市長星野は違法性の認識をしながら、議会提案や教育委の審議を通せば責任は免れると考えていた。違法を承知しながら自分はその追求を免れると考えていたと言わざるを得ない。そのことは原審尋問で前市長星野が、白々しく「>まさか議会のみなさんが代わりにやってくださるとは・・・」などという、あまりに白々しい言い逃れからも明らかである。(乙26号)

星野は「故意でもなく重大な過失でもない」という点につき、自身の執行が財産権への侵害となる影響を予見できなかったなどと「第三者」のように振る舞えば、知らぬフリで言い逃れできると考えていた。そのような意識が執行の当時からあったのである。

樋口氏はブログの最後で以下のように結んでいる。

「>国分寺市がHPで公開している経過は、このパチンコ店出店の経過や訴訟などについての記述は一切見当たらない。情報公開の姿勢に疑問を持つとともに、国分寺市が公開していない経

過の一端を知っていただければ幸いである。」(甲 18 号)

故意や重大な過失が前市長星野にはないなどと被告は主張しているが、国分寺市から損害賠償金の支払いとなったことについて市民への説明はなかった。

星野の不法行為と、それが故意または重大な過失であったことは、これらの動かしがたい事実証拠と記録によって明らかである。星野が営業妨害を企図して本件の執行をしたことは、地方自治行政の長として要求される責任と権限に違背する公権力の濫用であると言わざるを得ない。

そして、なぜ前市長星野がこれを躊躇なく行い得たかについては、前市長星野の個人的な思惑と動機を推論するしかない。星野の執行は、特定の個人を標的にした営業妨害の目的であり、その結果として損害賠償の支払いとなった。

星野個人に対して弁済を請求する法的正当性(求償権の成立)には疑問の余地はない。

第四 詳細

これより、上記で争点を整理し反論を補足した被告準備書面 2 について、具体的な点について被告の主張する該当箇所を示し、これについて原告としての反論を行なう。

「>」と被告主張の該当部分を略記引用し、「《註》」として原告による反論とする。

「ページ」は被告準備書面 2 の対応するページ番号を指し示す。行については、引用を開始した行を指し、その後に被告による枝番号を記載した。

「争点分類」としたものは、本答弁で第二、第三として、争点の分類を整理して反論をまとめた項目ものに対応する。

被告準備書面 2 の 2 ページ

【13 行目 第 1 の 2(1)アのア】 争点分類 / 星野の議会への働きかけ

>(略)・・・イントラネットを通じて「聞いていた」と証言しており、提案議員との間で議員提案について意思の連絡も意志の疎通もなかったことが明らかである。

《註》樋口氏の前審尋問での「イントラネットを通じて(議員提案がされることを)知った(だけ)」との証言は虚偽である。代表者会議議事録によれば市長部局作成の資料が昼休みに渡されていたし、これにより「前市長星野の考え方」は明確であった。「提案理由」についてはまだ決まっていなかったのであるから別としても、開催前から本件改正条例を「全員一致で行く」とし「市長の考えを応援してもらいたい」との、おおよその流れは決まっていたことは明らかである。これを樋口氏が知らないわけではない。

樋口氏は資料を作成などして議員提案をしやすきよう支援をしている上、議員提案の案文も最終的には市長部局、すなわち樋口氏の修正で仕上げられたものと見ることができる。

同 3 ページ

【5 行目 第 1 の 2(1)アのウ】 争点分類 / 星野の議会への働きかけ

>「御理解と御支援を賜りたい」旨の発言は、翌 12 月 1 日の前市長星野の「事業者側と直接折衝することも必要になるだろうと考えております。」という発言をみれば・・・(略)

《註》 星野が「御理解と御支援」として議会に要請したのは、図書館設置をするためには本件の条例可決が必要であることへの「理解」であり、そのためのしてもらおうことが議員提案という「支援」に他ならない。

星野は原審尋問で、12月1日に「事業者らと直接の折衝が必要になると考えている」との答弁をしたが「・・・(その折衝のため)議論の場から中座や欠席する可能性があるとして、(前日の11月30日に)『御理解と御支援』と言った」などとしていて、あり得ない幼稚な詭弁と言わざるを得ない。

しかも、星野は原審尋問で「その折衝をなぜ実際には行っていないのか」と問われ、「議会が始まったので動きが取れなかった」などとしていて、その弁明は転倒し支離滅裂である。

そもそも、「中座や欠席に対して『御理解と御支援を賜りたい』と答弁した」などという説明は文章としてもおかしい。

「御理解と御支援を賜りたい」との星野の当該発言は、「前市長星野の意向に沿うように(議員提案して条例可決を)してもらいたい」という、議会への星野の要請そのものでしかない。

しかしこの、当該の「事業者側と直接折衝することも必要になるだろうと考えております。」との発言にはむしろ別の意味がある推察ができる。

これは星野が議会に対して「星野自身も働いて動く」との表明であり、星野が議会の条例可決だけに頼っているわけではなく、自分自身も直接折衝などを行い、積極的に汗を流すつもりであるとしたものであり、『だから議会にも同様の労を頼む』という意味の議会を後押しする意味があったとできる。しかしその発言とは裏腹に、星野は事業者らと折衝などしてはず、面談すらしていない。星野にその気などさらさらなかった。

加えてこの発言には前半部分があり、前市長星野は「風営法だけでは弱いので・・・」と星野は前置をしている。ここで星野は、「風営法を(趣旨に外れて)利用する出店の阻止」という認識を明らかに示していることになるが、そもそもの本件発言の意味としては、「必要な条例可決成立は議会にやってもらうが(風営法の効果は弱いものなので、)議会は(重く受け取らずに)条例を可決して欲しい」として、議会に対して本件条例可決の働きかけを行ったものであり、やはり同じように議会を後押ししようとした発言である。

同 3 ページ

【22行目 第1の2(1)アの(ウ)】 争点分類 / 議会の判断

> (略)・・・「議員提案で条例を作ってくれというお願いですか。」に対しては、「そういうあれじゃないと思います。」と証言し、「(条例)作成」とは「作成という言葉はちょっとあれ」・・・(略)

《註》 横田議員は原審調書で、条例提案をするかしないかの権限は議会にあるとして、「市長によって(条例可決)を促された」ことを否定している。それが「そういうあれじゃない」との発言の意味に他ならない。議会は本件条例の可決を目的化して独立性を保とうとしていたのだから、「(市長に議会は)動かされたのか」と問われれば、これを否定するのは当然である。

横田議員の言う「市長の考え方」とは、「出店の阻止」という市長の図書館設置の目的である。これを議会は『応援する』としたのは、主体当事者としてではなく『外野席』からの応援とした意味がある。つまり議員らは「あくまで前市長星野がやること」との意識でいたとすることができる。議会は違法のリスクを侵すつもりはなかったから、本件提案理由を「出店阻止」とはしな

かったし、そこから「方針を応援する」という議員の表現となったとできる。

同 4 ページ

【11 行目 第1の2(1)アの(エ)】 争点分類 / 議会の判断

> (略)・・・やはり本件出店に対する対応の必要性和図書館条例改正の方向性についての前市長星野の考え方」なのであって、・・・(略)・・・それを「了」としていたのであれば、質問議員が前市長星野の考え方を最後の質問で質す必要はなかったし、また、前市長星野が事業者側と直接交渉することに言及する必要もなかったはずである。

《註》「その方向を了としたいと思います」という言葉遣いは、「相手の意見や提案に反対はしないという表明」とされる。主体としての意思決定を放棄した、いわば「成り行き任せ」のニュアンスを出すためにするものである。

よって「了とする」という発言は、「その方向(出店阻止)で市長がやるということであれば仕方がない。(議会は条例を可決する働きかけには応じるが出店阻止の執行までは議会は関知しない)」とした意味と理解すべきである。

この表現によって、「図書館の設置には条例可決が必要となるが(星野の)公権力の行使濫用に加担するために議会は条例可決をするわけではない」と、議員はその意思を示した。

そしてこの発言は星野に直接向けたばかりでなく、他の議員に対しても向けられ、その後の全会一致の申し合わせへとつながっている。

事実、代表者会議録の案文協議では、議会は星野の出店阻止と関わらないようにしている。議会が条例可決に応じた背景を推察するならば、この「了とする」という主体性のない言い方の理由の筋が通る。

同 5 ページ

【8 行目 第1の2(1)アの(オ)】 争点分類 / 議会の判断

> しかしながら、この主張は代表者会議の内容を全く無視したものであり、やはり牽強附会が甚だしいものである。

《註》「議会で条例を可決してから市長が予算付けを行う」、これが条例の執行の原則であるが、代表者会議ではそれが本末転倒し、市長が予算をつけることが条例可決の条件とされた。「(星野が予算付けが)いやだというのであれば条令(成立)はない」とさえ発言がされている。この発言は「星野が条例可決を主導していた」という事実を裏付ける。

原告は、代表者会議記録の答弁を転記筆記して「原告第5準備書面」とし、各発言の含意と会議の流れを慎重に読み解いて示している。

代表者会議が招集されると、まず本件議員提案について提案すべきか検討する必要があった。しかし、冒頭から「案文協議だと思っていた」との発言が議員からされてしまい、議員提案の理由さえ協議されていない会議開催前の時点から、「議員提案とされることは決まっている」と考えていた議員がいたことが分かる。

積極的に星野の要請に応じた議員もいたが、そうでない議員もいたことで、提案理由の検討としての「案文協議」をしながら、「全会一致になるよう落としどころを決めること」が本件会議の目的であったと考えられる。会議冒頭から伝聞表現が頻出しているのはそのためで、「これこ

れこういうことになっている」などと言い含みをしながら、議員提案できるよう協議をしていった。伝聞表現とは、「人から聞いたこと」「そうっていると人から言い含められたこと」の日本語表現である。

このことは、本件条例の議員提案とその可決が、被告の主張する意味での「議員らの自発的意思や自由意志」によるものではないことを示す。むしろ、被告の主張とは違った意味での「自発的判断や自由な判断」であったが故に、議員らは全会一致に事前合意していたと言える。つまり、議員らが前市長星野のパチンコ店の出店阻止につながる改正図書館条例の内容や目的に賛同したのではなく、これとは別の意味で一致した判断をしていたとすることができる。

同 6 ページ

【2行目 第1の2(1)アの(オ)+⑤】 争点分類 / 議会の判断

>図書館設置については、旧UFJ銀行一階部分についての活用の議会の提言以前から図書館に関する主張はあり、議会の強い意思がそこには底流としてあるということをもっと明確にすべきだという意見、また、図書館設置の要望が強く出されていること…(略)

《註》 議会発言を全文検索しても、「国分寺北口駅前に図書館を設置したい」という要望も議論も出ない。あるのは「西国分寺駅周辺」に関して当該地区に図書館がなかったのでその議論があっただけのことである。被告は、議員らが代表者会議において意識したアライバイ工作をあたかも事実であるかの如く主張していて、抗弁としても事実としても誤りである。

同 6 ページ

【28行目 第1の2(1)アの(オ)+⑨】 争点分類 / 議会の判断・星野の議会への働きかけ

>以上の経緯から明らかなように、代表者会議において図書館条例改正を議員提案することが可決承認された時点では、前市長星野は当然ながら同会議に出席しておらず、前市長星野は、同代表者会議において…(略)

《註》 被告は、この代表者会議をもって「図書館条例の可決承認の時点」としているが事実誤認である。正しくは、「代表者会議で議員提案をすることが決められ、可決することが内諾された」だけである。ここに議長は星野を呼び入れた。

このとき提案文は修正されることになり出来上がってはいない。議長が「(あとで)決めておきます」として提案議員も決まっていない。

このような段階で「星野に予算付けを確約させねばならない」とされたことは、条例議決の原則からすれば本末転倒と言わざるを得ない。しかも、「星野は出席していなかったから代表者会議の経過を知らない」、「イントラネットでも聞いていない」などとした星野の尋問の発言が虚偽でないとすれば、予算付けの確約に呼ばれて星野がこれになぜ応じたのか説明できない。(乙26号)

その上、「(事業者と折衝することになるから)議会を欠席・不在する」と、「御理解と御支援を頼んだ」というほど多忙な星野を代表者会議の議場にいきなり呼べたことも奇々怪々な謎である。星野はこの時、提案理由も聞かずに予算付けを表明している。

会議の経過を知らない市長をいきなり呼びつけてその予算付けを求めても、「議員提案する経過を知らないので本会議の審議を経た上でしか表明はできかねる」とするのが当然である。

同 7 ページ

【14行目 第1の2(1)アの(オ) + ⑨(同上)】 争点分類 / 議会の判断・

> (略)・・・議会事務局長の「本会議でのアリバイ」との単語も、清原議員、亀倉議員等の発言を受けて、従前から実際に市民から求められ議会で話題になってきたことなのであるからこそ、条例議案の質疑の場で改めて正面から議論することを確認したものであり、今までなんらの議論もされていなかったものをあつたかのように仮装するという意味ではないことが明らかである。・・・(略)

《註》 被告は、「アリバイ」と偽装が認識されていた自明の発言について、支離滅裂な抗弁しかしていない。「(国分寺駅前に図書館をと、)市民から求められ議会で議論されてきた」との事実はなく、議員らは西国分寺駅前の議論を拡大解釈し誇大に強調したに過ぎない。

結局、可決当日の本会議では、「IT 図書館というのは聞いたことがない。よく分からないから市長部局から説明してくれ」などと議員から質問がされ、答弁したのは市長部局の樋口氏であった。これに「議員提案なのに市長部局が回答するのはマズくないか」などと動議が他議員から出てしまい、本件図書館に議論の実態がなかったことは明らかである。(乙12号)

同 8 ページ

【4行目 第1の2(1)アの(カ)】 争点分類 / 議会の判断・星野の執行の故意性

> パチンコ店の出店計画との関係については、あくまでも図書館の必要性及び旧 UFJ 銀行の有効活用を推進する結果として、事実上パチンコ店出店の対抗措置がとれるとの説明をしているにすぎない。

《註》 パチンコ店の出店阻止ということを最初に議会で表明したのは星野であり、代表者会議と可決当日の議会で、「これを受けて」という同じ表現が同じように使われている。これは「前市長星野がやるということだから」と、議会が条例の議員提案に応じた流れを示すものであり、「議会が星野の(出店阻止の)判断に(積極的に)賛同した」とまで言えるものではない。

そもそも被告の主張は、「対抗措置」とした言葉の意味が「個人の営業の侵害」につながる意味となることを看過しているが、個人の営業を不当に妨害する結果になることが「過ぎない」などとの表現で片付けられることは不適切に余りある。

浜友観光は島田商事と賃貸契約を結び適法に出店計画を進めていた。これに対する星野の「対抗措置」という言葉の使い方を見れば、逆に補助参加人星野の故意で違法性の高い認識は明らかである。

同 8 ページ

【12行目 第1の2(1)イ】 争点分類 / 図書館設置の目的

> 争う。本件図書館の設置は旧 UFJ 銀行建物の有効活用を目的として提案されたものであり、駅前図書館を開設し市民による図書館の利便性を高め、市民の知識・教養の向上に努め、知的好奇心を喚起するといった開設の必要性・有効性が本件図書館設置の骨格をなす

ものである。

《註》原告は、本件条例の可決成立で図書館が設置された「不自然な」経緯と星野の意図、もともとの前市長星野の図書館設置の目的について指摘をするものの、「図書館の一般的必要性」や「市民への利便性」ということについては否定しない。

しかしながら、いくら「図書館行政の一般的意義が否定され得ない」からと言っても、それを目的外に利用して違法な執行を行った前市長星野の故意と重大な過失の責任は免れるものではない。

また、本多図書館が国分寺駅から至便の距離にありながら、本件名称が「分館」とされたことには整合性が感じられない。必要性があったとしながら、なぜ図書館の名称が「駅前 IT 図書館」とか「知的好奇心図書館」とはされなかったのか不可思議である。被告が展開している「市民の知識・教養の向上に努め」などという、「図書館設置の意義と骨格」についての主張と、その名称のあいだには「合致連結させるものがない」と言わざるを得ない。

同 8 ページ

【19行目 第1の2(1)イ(同上)】 争点分類 / 図書館設置の目的・星野の故意と重過失

> (略)・・・副次的・反射的效果が大きく取り上げられ、平成18年12月5日開会の議会(第4回例例会(※ママ))で本件図書館条例の改正案が可決された。しかしながら、本件図書館の設置が風営法による規制という副次的・反射的效果を生じるからといって、本件図書館設置の必要性や有効性がなくなるものではない。よって、本件図書館の設置は浜友観光のパチンコ店出店阻止を主たる目的とするものではない。

《註》被告は「本件図書館設置の必要性や有効性」などとして主張を行なっているが、これを理由として浜友観光のパチンコ店の出店を阻止し、個人の合法的な営業活動を妨害してもよいなどとする法理はない。そもそも図書館設置が市民のサービスニーズによるものであったとしても、個人の権利への影響は考慮すべきであったし、個人の権利を尊重するという市長の政策判断における義務は、こうした「副次的効果」なるものに優先されねばならない。

また、被告がいくら「阻止を目的とはしなかった」と主張したいからといっても、「図書館に必要性がある」ことで反射的に立証できることはない。

前市長星野の本件図書館設置の目的は「出店の阻止」であり、図書館に係る風営法の法規制を利用したに過ぎない。

また、本件図書館設置の一義的目的が市民サービスだとしても、その図書館はその後まもなく当該場所から移転しており、逆に一方では営業妨害をしたために支払われた賠償金と金利負担は現在もなくなるものではない。よって、「本件図書館の設置は浜友観光のパチンコ店出店阻止を主たる目的としていた」との事実を認定するしかない。

同 9 ページ

【5行目 第1の2(1)イの(ア)の①と②】 争点分類 / 星野の執行の故意性

> (略)・・・「特に、バザール K をパチンコ店には貸さないで戴きたい。」とお願いをしてきた。

② ところが、平成18年8月になって・・・(略)

《註》 被告の主張は著しく不当である。個人(島田商事)の適法で自由な営業活動について、前市長星野が「お願いをしてきた」まではよいとしても、「ところが」と、まるで島田商事が契約違反や法令違反をしたような表現をしていて、このような錯乱した論理で星野の執行を正当化させようとするような論理は不当と言う他にない。

しかし、このような表現こそ前市長星野の「市民への認識の感覚」を表すものであり、島田商事を「思い通りにできる」と考えていた星野の軽率で傲慢な認識を裏付けるものである。

同 9 ページ

【10行目 第1の2(1)イの(ア)の②】 争点分類 / 再開発との関係・星野の懸念
>(略)・・・市議会でも同様の意見が出た。その理由は、補償費の増大・・・(略)

《註》 被告は、補償費の増大や権利者間調整などを想定したとし、これを根拠にして星野の執行に正当な理由があったなどと主張しているが、全く根拠とはできない。

原審でも補償費についての仮定は否認されている上、原審原告浜友観光は、「補償費について交渉を申し出たが市は応じようとしなかった」としている。また、原審被告の国分寺市は調停申立てされるその日まで当該島田商事とテナントの契約内容を知らなかった。(甲 48号)

末高国分寺駅周辺整備課長 報告>・・・(中略)・・・一般的に見ますと、娯楽施設が非常に多いということは、建物のつくり方、床配置などに非常に工夫が必要になって、そのことをうまくやっていかないと業務商業施設の市場性が低下するという問題が1点。・・・(中略)・・・それから、2点目としては補償費が非常にかさむ可能性があるという、この2点の課題が従前からありまして、その課題がさらに比率として高まってきたというふうに考える必要があろうかと思えます。・・・(中略)・・・さらに、事業者の方、権利者の方からの要望等があれば権利変換計画における工夫ということで、転出等も含めて検討していくと。そのようなさまざまな方法を用いまして、現在の状況に冷静に対応して再開発事業の成立に全力を注いでいく必要がある・・・(中略)・・・

末高国分寺駅周辺整備課長 報告>・・・(中略)・・・施設計画も、それから事業計画・権利変換計画もつくっていくという考え方ですので、このことによって、再開発事業の進め方あるいは施設計画そのものが大きく変わってしまうというふうには考えておりません。

遠藤渉外担当課長 答弁>私どもとしては、先ほど申しあげましたように、このことによって再開発事業が滞るとか、そういうことはございませんというお話をさせていただいております。

(乙6号: 末高、遠藤両課長答弁)

上記に引用した両課長の答弁は、新たな(浜友観光という)権利者が出たことを受けて市職員がどう対応するつもりだったかが述べられているもので、「このままでは再開発事業が頓挫する」とか、「(本件に関して)出店の阻止が必要である」とかという認識は当の市職員自身にはまるでなかったことが分かる。

地方自治の政策においても個人の適法な営業活動は尊重されねばならず、再開発事業として協調と妥協、説得と代替案提示などで折衝を行い、交渉によって調整をして完遂させるのが原則である。本件での前市長星野について言えば、星野はこの原則を一切無視していた。事実、星野は事業者との直接交渉もしなかったし折衝もしていない。補償費の増大が想定されるとしながらそれを抑えるための事業者との交渉や折衝はなく、面談の事実すらない。代替

案提案の指示もない。前市長星野に「国分寺駅北口再開発事業に支障を来たす」との「懸念」があったことを裏付ける行動はなく、もしその認識があれば当然やっていたはずの市長としての活動は一切ないのである。

なお被告は、コンサルタントがまとめた「ヒアリング集」を証拠として提出しているが、文書は平成19年3月作成提出であり、本件営業妨害事件後のものである。証拠能力のないものである。(乙19号)

同 9 ページ

【20行目 第1の2(1)イの(ア)の④】 争点分類 / 星野の執行の故意性・違法性の認識

> (略)・・・島田商事との面談において、パチンコ店の出店に関することが主な話題となったのは、島田商事はバザールのKの賃貸人として、賃借人浜友観光がパチンコ店を出店できなくなれば大きな影響を受けるのであり、図書館の必要性や旧UFJ銀行の有効活用については島田商事としては関心事でない一方、図書館設置の副次的・反射的效果である風営法の規制の結果につき関心が大きかったからにすぎない。

《註》 被告の抗弁は奇想天外極まりないと言わざるを得ない。本件の面談において島田商事と前市長星野は、まるで『大きな影響』や『副次的・反射的效果』について歓談しただけといわんばかりである。本訴を愚弄するが如き理屈としか言いようがない。

しかし、被告はこの抗弁の中でも、浜友観光というテナントの出店が妨害されれば島田商事の賃貸業に「大きな影響を受ける(深刻な被害を与える)」ことを星野が予見していたことは明らかに認めており、これにより「前市長星野の故意と違法性の認識」は成立していると言える。星野はこの面談に際しても賠償の提案や謝罪すらしていない。その後の島田商事からの調停申し立てにも応じることを拒否している。つまり、星野はパチンコ店の出店を潰した以外のことはしてないし、「再開発のため」とか「市民のために」などという大義名分があったとしながら、与えた損害の補填や補償など考えもしていない。このことにより、前市長星野が島田商事ら事業者をどれだけ軽んじていたかが分かる。

同 9 ページ

【最終行 第1の2(1)イの(イ)】 争点分類 / 星野の故意と重過失

> (略)・・・「駅前へ図書館設置を望む市民の声にこたえ、・・・(略)

《註》 被告は「市民の声にこたえ」などと、提案議員の提案答弁を流用しているが、提案答弁で修辞したことをまるで事実のように転換しようとする抗弁をされるのは市民として耐え難いものがある。被告がこのような市民を侮辱するかのような抗弁をするのは、前市長星野の認識の反映によるものと言わざるを得ない。

本訴訟は補助参加人星野の違法性を弁護する場ではないし、おぼつかなく星野の市政やその軽率さを糊塗するだけだった前市長星野の政治活動の再現の場でもない。被告代理人は抗弁のための抗弁に溺れるべきではない。

同 10 ページ

【1行目 第1の2(1)イの(イ)】 争点分類 / 違法性の認識・星野の懸念

> (略)・・・設けられた。」と記載されており、前市長星野によるパチンコ店出店の規制についての発言は、そのような趣旨で設けられた分館開設の結果としてできる、との内容であったことが同記事の記載からも明らかである。(略)・・・規制が、「駅前を国分寺にふさわしいものにするため」であると述べられた旨も記載されている。・・・(略)

《註》 被告の抗弁は理屈が成立しないばかりか、意味さえ成していない。しかし、この抗弁で被告は、「結果として(規制が)できる、との内容であった」などとは認めているのであって、「公権力の行使によって個人が自由に営業を行なう権利を侵害するという違法な意図」があったと、星野が述べたことを説明している。

被告の説明の通り、星野が当該新聞インタビューで公言したのは、「分館を開設した結果、風営法規制を利用した規制ができる」というものであり、星野自らその風営法規制をその趣旨と異なる目的で利用した違法な意図をはっきり認めているのである。

また、この星野の発言の趣旨は、執行長の恣意的な執行判断や、法による支配と公正さを無視した強権的な濫用が「(恣意的に)許される」などという、到底あり得ないものである。

仮に、「(なぜか)浜友観光のパチンコ店だけが、国分寺駅前にふさわしくないもの」などと、星野が考えたとしても、前市長星野が自由に営業を行なう個人の権利を不当に侵害したことは決して正当化されるものではない。

そもそも、駅前のパチンコ店という事業形態自体のあり様が議会で議論されたことは一度もない。再開発事業の「まちづくり」に関連し、既存のパチンコ店四軒について「域外への移転交渉をする」とか「域外へ誘致する」とか、本件再開発をきっかけに議論があったこともない。

この記事で星野は、(政策として他にいくらでもやりようがあったことを全くせず、)ただ特定の事業者を標的にして出店を阻止したことを誇示し、自分の執行の成果として述べているのであって、あたかも自らの権力に酔っているようにさえ見える。

同 11 ページ

【5行目 第1の2(1)イの(ウ)】 争点分類 / 星野の議会への働きかけ・議会の判断

> (略)・・・よって、提案議員らが「市議会においても早急な対応が必要であるとの判断に至」った理由は、上記③の「新しい動向」についての情報であったことが明らかである。・・・(略)・・・議員の立場で独自に「早急な対応が必要であるとの判断に至」ったことが明らかなのであり、前市長星野が「市長表明」によって議員提案を「迫った」事実はない。

《註》 原告は、この「市長表明」によって前市長星野が議会に「(脅迫的に)議員提案を迫った」などとは主張していない。これも被告による歪曲である。原告は「働きかけを行なった」と表現することで「前市長星野と議会の間」に『交渉』や『取引』があった」との事実認定をするものではない。

原告は、本訴補助参加人である前市長星野が議会に条例可決するよう「仕向ける」一連のことを行ない、星野が本件の営業妨害事件を一貫して主導してきたと主張しているのであり、それは述べてきたように、市長部局による働きかけの事実や星野自身の発言、市長部局が作成した資料からも明らかである。

被告の代表者会議録についての主張は誤りである。

代表者会議録から明らかなのは、議会が本件条例可決について1.「(内容ではなく)図書館条例の議員提案による可決」そのものしか考えていなかったこと、2.提案理由は開発事業とは(出店阻止とは)切り離すとしたこと、3.星野が予算付けを確約しなければ条例成立はないとされたこと、4.議決の前に星野の予算措置の表明が必要とされたこと、すなわち、「本件の執行は前市長星野がやることだから(議会は関与しない)」とした、議会の判断を明らかにするものが本件代表者会議の経過である。

そもそも、この「図書館の設置でパチンコ店の出店を阻止する」という目的は、前市長星野が議会で「報告」と「決意表明」をしたものであった。

星野は島田商事の土地建物を差し押さえ、当該建物は国分寺駅北口再開発事業の中心でありながら、星野はこれまで何も折衝や交渉をしておこなった。そして、島田商事が浜友観光というテナントを確保するに至ってこれまでの無策と放置してきた無責任が議員らから追求され、これに対し星野が打ち出したのは「出店阻止」という「政策」だったのである。

被告の主張するように、議会が突然に「新しい動向」などから図書館条例を使うことを「独自に」思い立ち、特定事業者を標的にすることを「自発的に」判断して議員提案していったとの経緯はどの議会議事録にも見られない。

同 11 ページ

【14行目 第1の2(1)イの(エ)】 争点分類 / 星野の執行の故意性

>(略)・・・樋口ブログによっても同記載の、「星野市長の最終政策判断」が何を意味するかは不明と言うしかない。・・・(略)

《註》 樋口氏がブログによって『星野市長の最終政策判断だった』としているのは、「図書館に係る風営法の制限を利用して出店阻止をすること、そのために議員提案によって条例を可決してもらい図書館の設置開設ができるようにする」ということに他ならない。

その最終判断の『前』には、つまりその前段階には都市計画法の53条に絡んで浜友観光に増床させないとしたことがある。

樋口氏は、「図書館を使って出店阻止をする」という「方向」へ舵を切ることを星野の次の政策の段階とし、それを最後の決定的なものとして認識していたとすることができる。

同 11 ページ

【16行目 第1の2(1)イの(エ)】 争点分類 / 議会の判断

>(略)・・・条例改正を議員提案することは提案議員の政策判断によるものであるし、条例改正の議案に対する賛否は各議員の政策判断によるものであって、・・・(略)

《註》 代表者会議録では、開催の前から(議事録にない段階から)「皆さんで行く(全会一致)」と、申し合わせがあったことが示されているが、これにも関わらず「誰を提案者にするか?」「それは決めておく」などと会議終盤で提案議員を決めることが話されている。このことは、被告の言う政策判断などではなく、開催前から違う意味での合意があったことが裏付けられる。つまり、このように提案文も提案議員すら決められていない段階で議論の余地なく全会一致とするよう申し合わせされていた理由は、議会に何らかの別の背景がなければ説明がつか

ない。いわば、『議会には政治的な判断があった』とすべきなのである。横田議員は原審尋問で「12月議会が始まる前に、その前になにか議案を発案し、議員提案をするなどとは思ったことはありません。」と証言をしている。(甲24号)

同 12 ページ

【2行目 第1の2(2)ア】 争点分類 / 図書館設置の目的

> (略)・・・また、このような第3の副次的な目的・動機があったからと言って、第1・第2の目的・動機は否定されない。施設設置において様々な行政ニーズにこたえるため複数の理由が存在することはなんらおかしいことではない。

《註》原審判決でも、被告国分寺市による「一義的な目的は図書館設置そのものであった」などという主張は否定されている。

そもそも被告は、星野の出店阻止という目的が「(図書館設置の)副次的目的であった」などと主張しているが、被告は「複数の理由」として、そこに「個人の財産権の侵害」が「含まれている」ことを認めている。つまり、本件図書館の設置に違法な目的が含まれていたことは事実として被告も認定しているのである。行政の執行として許されるものではない。

同 12 ページ

【20行目 第1の3(1)イ】 争点分類 / 議会の判断・星野の議会への働きかけ

> (略)・・・同主張は、議員提案による場合は、地教行政上、市教委の意見を聴取する必要がないことを全く無視するものである。

《註》図書館行政に専権を有する教育委員会で継続審議中のものをあからさまに無視しておきながら、その理由を全く説明せず「意見を聴取する必要がない」などと手続き論に逃げ込んでも、抗弁として全く成立するものではない。そもそも原告は、こうした手続き論を巡って本訴を争ってはならず、「やれる」とか「やれないはずだ」などとの主張を議論するものではないし、被告の主張は的外れである。

前市長星野は自ら審議を要請した教育委員会が継続審議としたのにも関わらず、議会へ議員提案するよう働きかけを行っている。この星野の議会への「働きかけ」がなければ、このような異例の議員提案となった理由の説明はつかない。

当該代表者会議では「星野の答弁を受けてこうなったことになる」などと、明らかに星野ら市長部局による働きかけによる条例提案であることは明白に示されている。

だからこそ、議会はその議員提案をするにつき(その必要がなくとも)教育委員会へ意見を聞いたはずなのにしなかった。星野の要請を受けて議員提案で条例可決すること「だけが」念頭にあったから、図書館の必要性やその中身など、市議会とすれば特段の意味はなかったと言える。

同 12 ページ

【24行目 第1の3(1)ウ】 争点分類 / 図書館設置の目的

> (略)・・・市教委の意見を聴取せずに図書館条例を改正したことに對し教育委員会から

批判の意見が出たとの事実を否認する。…(略)

《註》教育委員会は継続審議中であることを無視され、その一方では議員提案によって条例の可決成立となったことで図書館が設置可能となった。教育委員会の審議が終わらないうちに議会で条例が可決されてしまっているため、教育長の「専決処分として」図書館運営と管理の予算が作られたのである。

議事録の通り、このような本来でない手続きに対して明白に不快感が表明されている。「今後はこのようなことはないようにしていただきたい」との発言もされている。前市長星野から審議要請がありながら教育委員会の審議継続が無視されたことに対し、不快感がはっきり示されている。被告がこれを否認する主張は意味不明である。(甲 22 号)

同 13 ページ

【3 行目 第 1 の 3(1)ウ(同上)】 争点分類 / 図書館設置の目的・議会の判断

> (略)・・・「市民にとっては、あの場所に図書館ができることは望ましいことだと思う。そういう意味では、この専決処分は仕方ないと思う。」「結果として市民にとって利用しがいのあるもので、それが手に入ることの大事さを教育委員会として考えたときに、緊急に手を打たねばいけなかったこと、また、議会との状況を鑑みて、今回の専決処分を承認したい」・・・(略)・・・図書館協議会に諮らなかつたことを含め、議員提案による条例改正の手続き自体を批判する意見はない。

《註》「仕方ない」という当該の発言は、教育委員会での審議が無視され図書館が設置されることになってしまったことについて吐露された発言であり、「追認」となった不快感を明らかに示す発言である。教育委員会で示された不快感は「批判」そのものである。これについての被告の抗弁は我田引水でしかないばかりかあまりにも白々しく、聞くに堪えないものがある。教育委員会の専権は無視されてしまったが、「(ともかく)図書館ができるのだから」とした「事後承認」でしかない。「事後承認」は、議会政治の手続きからすれば最悪の部類に入る。本件議事録では教育長の専決処分を「やむを得ない」とまで言及され、「意見を付けて承認する」として終わっている。(甲 22 号:H18.12.26 教育委員会議事録)

議員からは、本件議員提案による条例可決により、「結果として教育委員会の手続きを無視することになった」などと、明確に反省と謝罪の意思を示した発言が後になってされている。(乙 14 号:釜我答弁)

同 13 ページ

【20 行目 第 1 の 3(1)エ】 争点分類 / 議会の判断・星野の議会への働きかけ

> (略)・・・答申する他、図書館の運営に・・・諮ることはそもそもできない。・・・(略)・・・本件条例改正の議員提案は駅前に図書館を要望する市民の声に応じて提案したものであるから、市民の意見が十分に反映されたものであることが明らかである。

《註》もとより「市民の声」があったという事実はなく、もともと(浜友観光のパチンコ店の出店を阻止するために図書館を設置せよなどという、)市民の声などないのだから「市民の意見が反映された」とすることはできない。「市民の声」という文言は議員提案の理由に盛り込まれた修辞に過ぎない。これまで議会でも国分寺駅前に図書館を設置せよとの議論はなかつた。

教育委員会は市長からの要請を受けて、図書館設置の議案を審議することになった。それも「早急に審議してくれ」というものであった。これは「市長要請」でそのため議長議案となって継続審議とされたが、この継続審議中の最中になぜわざわざ「別な方法で」議員提案がされ図書館を設置することになったのか、その経緯を被告は明らかにしていない。

被告は、議会での議員提案による図書館条例と図書館運営協議会とが「連結していない」というだけの手続き論を主張しているだけであり、「議会はなぜこれまで議題にしていない図書館設置の条例提案を突然行ったか」、「なぜ数々の慣行を無視して異例の議決が行われたか」の事実が提案議員の提案答弁からは説明できていないのである。

そして加えて、被告のこだわる「手続き論」の主張からすれば、同様に星野が専決処分で国分寺本多図書館分館の設置をしてしまっていた可能性も否定できない。

よって、原告が推論する「市議会は星野市長の専決処分に対する危惧があり、議会権限への牽制として星野の条例可決要請に応じたのではないか」という推論ができることになる。

原告は、以上を指摘せざるを得ないが、図書館がわざわざ当該の場所にそれほどの緊急性をもって設置される必要があったかどうか、その妥当性については原告は争点とはしない。

前市長星野が図書館設置による風営法の規定を利用する形で個人の財産権を侵害したから賠償させられたのであり、「図書館そのものの妥当性」を争う意味はどこにもないからである。

同 14 ページ

【8行目 第1の3(2)ア】 争点分類 / 図書館設置の目的

> (略)・・・また、駅前図書館の設置が早ければそれだけ早く市民のニーズに応えることができることになるのであるから、平成18年12月議会で本件図書館条例改正を行なって本件図書館を設置する必要性があったことは明らかである。・・・(略)

《註》 被告が言う、「市民ニーズに早く応えられるから、(緊急かつ拙速に)図書館を設置する必要があった」などという主張は論理として成立していないし、何ひとつ「明らか」になるものがない。被告の主張には論理性がない。

「市民ニーズに早く応えられる」かどうかは「(直接的な市民の)利益」ひとつに過ぎない。例えばその要望(ニーズ)に対して急いで結論を出さないことで、間接的に「市民の議論を喚起し市民が参加して図書館利用について議論していく」という利益もあり得るわけで、これをして直ちに「(図書館設置の)必要性」などが証明できることにはならないからである。

同 14 ページ

【22行目 第1の3(2)イ】 争点分類 / 開発との無関係性

> (略)・・・当時市は本件出店による補償費の増大についての試算をしていたのであり、その額は既存店舗に対する補償との関係から公表しなかったものの・・・(略)・・・それにより再開発事業に重大な支障が出ることは客観的に明らかである。

《註》 仮に「補償費が増大した」という仮説の試算があったとして、それは浜友観光の出店についてのみされ、別テナントが入居した場合の想定もなく比較した試算もないことは明白である。そもそも市はこれを公表しなかったのだからその試算には客観性がなく、この試算そのも

のが特定事業者を標的にした営業妨害のためにされた疑いがある。
議員らもこの「試算の結論」だけを鵜呑みにしたかのようであり、この「試算」なるものは、前市長星野が自分の執行を正当化し、星野の強い出店阻止の意思を示して議員提案への働きかけになったと推察することができる。

つまり、「再開発事業に重大な支障が出る可能性があった」などという架空の仮説を裏付ける具体的証拠はなく、その仮説もおおよそ「客観的」なものとは言えないのである。

原審原告浜友観光によれば、国分寺市は補償費についての協議要請に応じようとしなかった。

市はこの補償費の試算について原審でも明らかにしていず、また、国分寺市は島田商事と当該テナントの契約内容を調停申立て時まで「知らなかった」としている。契約内容も知らずにまともな試算ができるわけがなく、この主張は成立しない。(甲48)

なお本訴で被告が提出した、この「試算」があったように偽装している資料は事件後のものであり当該ものではない。被告の言う「補償費が増大した」などという「試算があった」などという主張と同じく、証拠能力が全くないものである。(乙20,21号)

なお、被告はこのレトリックを使いながら一方で「(再開発事業に支障が出る可能性とは関係なく、)図書館設置は必要性があった」などと主張していて、抗弁にまるで一貫性がない。

同 15 ページ

【5行目 第1の4(1)】 争点分類 / 星野の懸念

>同準備書面記載の経緯については平成18年11月2日の市の国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会においても質問があり、市担当者の答弁により説明されている。

《註》 当該の議会での答弁内容は支離滅裂なものでしかなく、説明にもなっていないものであった。(乙8号)

結果として星野がモナコ増床には無関心だったこと、結果として当該再開発地区で増床をさせてしまったことは、星野が「再開発を気にかけていた」との被告の仮説を否定するに過ぎない。

同 16 ページ

【2行目 第1の4(3)】 争点分類 / 星野の懸念・開発との無関係性・星野の故意と重過失

>(略)・・・本件再開発事業において、同増築が本件パチンコ店が出店した場合と同様の支障が出ることを前提とし、同エにおいて不公平と主張している。・・・(略)・・・本件開発事業に与える影響はニューモナコの平成17年増築とは比べようもない重大なものであった。従って、本件パチンコ店の出店をニューモナコとの平成17年増築と同列に論じることはできないのである。

《註》 原告は「行政措置が不公平だ」などとの不満を訴えるものではない。モナコの増床の事実は、国分寺駅北口再開発事業に前市長星野が注意を払っていたとは言えないこと、星野は、浜友観光のパチンコ店の出店と島田商事の賃貸事業を標的にしたことを示す。モナコの場所も同じように平成2年に国分寺市が買取り表明をした地区であるが、「市にその予算がなかったから増床させないとはできなかった」とする一方で、島田商事の建物もその同じ地区にあるのだから被告の主張は矛盾している。

モノコの増築が看過されたことは、結果として当該再開発事業での行政の一貫性と法治主義の原則を毀損したと言える。浜友観光にしてもモノコ増築の事実から、国分寺市から特に出店に異論が出るとは当初は考えていなかったとも推察できる。

もし、それほどパチンコ店の出店が問題だったというのであれば、前市長星野は再開発事業を契機になぜこれら他のパチンコ店に対して移転の提案や要請を行なわなかったのか、星野も議会も他の四軒の駅前パチンコ店について議論すらしていないのだから、「再開発事業」と結びつけて本件条例の働きかけや星野の執行責任を説明することはできない。「モノコの増床」という事実は補助参加人星野が「島田商事の事業を標的にした」という事実を証拠づけるものであり、星野が「国分寺駅北口再開発事業」への影響を懸念していたとか、「駅前にふさわしくない(と考えた)」などという仮説は空論としかできない。

また被告は、モノコの土地建物の規模と本件浜友観光の出店規模を引き合いにして主張しているが、それはまさに自治体の長が恣意的に行政の執行を行い、面積や規模という「主観」にしか過ぎないもので政策判断をしたと認めるような主張である。

被告は、行政の長が法にもとづいて「公平で公正」な執行をするよう求められていることすら無視している。

モノコが増築したという事実は、行政に必須とされる「政策の一貫性」からは到底理解できないものであり、「小さい面積」だの、「補償費を比較すれば小さい」だの、被告の抗弁はその恣意的な執行さえ肯定していて、行政の執行としてはあり得るものではない。

よって、このように特定事業者のみを「標的にした」ことは、星野の個人的動機や背景によるものでなくては説明が出来ないのである。

執行の長として星野がもし国分寺駅北口再開発事業に関心を払っていたのであれば、規模に関わらず同じように扱わねばならないのであり、逆に、このような公正でない一貫性に欠ける運用をしたことは、再開発事業への理解と信頼が得られなくなり、「他権利者との調整が困難になった可能性があった」とさえ言える。

同 17 ページ

【16行目 第2の2(2)の(イ)】 争点分類 / 星野の故意と重過失

>本文の主張は否認ないし争う。前市長星野が本件条例改正を主導した事実はなく、前市長星野が本件条例改正に関して行った行為に行政権の著しい濫用はない。

《註》星野は「出店の阻止をしていきたいと考えております」と議会ではっきりと明言している。また、議会には「旧 UFJ 銀行の活用の充実について」との資料を作成してわざわざ改訂までして働きかけにしているし、これに先立つ教育委員会では「急ぎだから」などと、急いで審議するよう市長要請さえしている。どれも星野が主導的に本件に関わっていたことを示す事実である。

「条例可決成立があれば図書館を設置しなくても出店の阻止が出来た」などと被告は仮定しているが、事実として星野が本件図書館設置を行なって出店阻止を「完遂」し、現実に出店ができない状態を作り出していることは、星野の行政権の著しい濫用を示す動かしがたい事実証拠に他ならない。

それを被告抗弁のように、わざわざ「もし星野が図書館を設置しなかった場合」などと無理矢理

に仮定して論議する意味はどこにもない。
結局、星野の関与なくば本件条例の可決成立はなく、図書館の設置もなく、出店阻止も営業妨害も賠償金の支払いもなかったのである。

同 18 ページ

【1行目 第2の2(2)の(ウ)】 争点分類 / 星野の議会への働きかけ・星野の懸念

>(略)・・・「民意を反映する役割を持つ国分寺市議会は、市長の議案提案を待たず、この事業を総体的、早急に推進すべきとの判断から、本議案を提案するものであります。」とされている。・・・(略)・・・「状況によって事業者側と直接折衝することも必要と考えている」と答弁しているおりり(ママ)、市教育委員会の審議が継続審議となったことで12月議会で図書館条例を改正することができなくなったという認識のもとに、浜友観光あるいは島田商事と直接折衝して本件出店を回避させる方策の必要性を表明しているのである。

《註》 そもそも、どのような理由と想定から本件浜友観光のパチンコ店の出店が国分寺駅北口再開発事業にとって支障となるかは明らかではなく、その証拠もない。全て市長部局が主張していた話でしかない。

検証も議論もなく、議員らは市長部局の言説を鵜呑みにさせられ、その働きかけにただ応じたに過ぎないのである。市長部局からの働きかけなくしては本件の議員提案はなかった。この提案理由文原案の作成は、鈴木助役から指示がされたものであることは樋口氏のブログで明らかで、樋口氏は横田議員の提案について「素晴らしい文章だ。誰が書いたかは別にして・・・」などという意味深な記述がされて自身が最終提案文を仕上げたことがほのめかされている。(甲 18号)

星野は出店を予定していた事業者の浜友観光と一切の折衝をしておらず、面談すらしていない。星野が事業者らと折衝した事実はなく、星野が議会でどんな表明をしたにせよ「星野が再開発事業の進展を懸念していた」というものを立証することはできない。むしろ当該の発言は、議会に「自分も折衝をするつもりだ」などとカラ手形を切ったものであり、星野が洩る一部議員らを懐柔しようとした答弁であったとその心理が推察されるに過ぎない。

同 18 ページ

【22行目 第2の2(2)の(オ)】 争点分類 / 星野の執行の故意性

>(略)・・・「市民にとっては、あの場所に図書館ができることは望ましいことだと思う」との意見及び「結果として市民にとって利用しがいのあるもので、それが手に入ることの大事さを教育委員として考えたときに、緊急に手を打たねばいけなかったこと、また議会との状況を鑑みて、今回の専決処分を承認したいと思う。」・・・(略)

《註》 教育長による図書館予算の専決処分は、市議会での条例可決を受けてしぶしぶ「追認」されたものであり、そうしなければ図書館行政について専権事項を持つ教育委員会の立場はなかった。すでに議会は条例可決をしてしまっていたため、審議時間はなかったので教育長が図書館予算の専決を行った。

当該教育委員会議事録では、「なぜ市長から議長に早急に審議してくれと要請があつて審議が始められ、継続審議となりながらこのような議会可決を受ける形で予算付けをすることに

なったのか」などとし、本件条例成立についての不快感は明白である。(甲 22 号)

被告はこの教育委員会の議事録を都合よく抜き出し、もってあたかも「議会での図書館設置条例の可決」を教育委員会が積極的に認め、図書館が設置できることになったことを「歓迎した」などと抗弁しているが、言語道断で事実の歪曲も甚だしい。

教育委員会がこの時点で図書館設置を「望ましくない」とすることはできず、追認しなければ教育委員会の権限を放棄するも同然となったから、教育委員会は手続き上の瑕疵を治癒させる必要があったというに過ぎないのである。

同 19 ページ

【13 行目 第 2 の 2(2) の(カ) の①】 争点分類 / 議会の判断・星野の議会への働きかけ

> (略)・・・上記のとおり提案議員らは自発的かつ自主的な判断によって本件条例改正案を提案したものであるし、同提案に対する各議員の投票も各議員が自主的判断に基づいて行ったものであることもいうまでもなく、いずれも前市長星野がなさしめたものではない。・・・(略)・・・二元代表制の下、議員提案による条例改正について、市長が議員ら、あるいは議会をして条例改正を行わしめた、と評価できるのは、例えば各議員が一切の自主的判断を行うことができず市長の手足となって議員提案及び議決を行った等の場合に限られ、・・・(略)・・・前市長とは対立的状況にあったから、前市長星野と議会が協働するような関係にはなかったのである。

《註》原告は、「前市長星野が本件条例改正案を成立させて図書館設置ができるようにし、係る風営法の法規制を利用して島田商事の賃貸業の営業妨害をした事実」について指摘し、「条例の議会可決」は星野が関与した(働きかけた)結果であることを明らかにしてきた。

「条例が議会で可決成立したこと」自体は、星野が議会に強制力を行使して可決させたわけではなく、およそ議会が「市長の手足となった」ものと見ることはできない。にも関わらず、代表者会議で案文協議に入るその会議開催前から全会一致とすることが決められていて、もともと本件は「即決で行なう」とさえ確認がされていた。このことからすれば、議会がパチンコ店出店阻止のため、あるいは図書館を設置することを一義的目的として、(自主的に)条例の提案可決をしたとは到底できるものではない。

つまり、提案文協議が済んでいず提案議員さえ決まっていな段階から議員らが全会一致(「皆さんで行く」)でなどと、提案理由も決まっていなものに一致などできるわけではないわけで、よって本件条例改正案の内容について「議員らに一致した独自の判断があった」などとすることは到底不可能なのである。(甲 19 号)

そもそも、会議冒頭から「全会一致で行く」とし、「即決でよろしいですね」などとして、限られた出席者の代表者会議で「市議会議員ら全員の判断が」合意されていたことで、「各議員の自主的判断に基づいた条例の可決」とすることはできない。

よってこのことは、前市長星野の求めとは別な理由で議会全体が議員提案と可決自体の判断をしたとするしかない。すなわち、議員らが議会と首長の二元制を意識したことが動機であり、いわば打算的判断によって議会は星野の要請に応じることとし、星野への牽制として「本件条例の可決自体を目的化」したのものとする他にない。

星野と議会は対立的関係にあったからこそ、議会は星野の条例可決要請に応じざるを得ないと判断したのである。星野と議会の日常的な対立を背景として、議会側は星野の専決処分

による本件図書館設置さえ懸念し、それが議会権限への危機感を惹起させ、議会の判断として(星野の)条例の議員提案と可決の要請に応じることになった。
これがすなわち、星野と対立的状況にあった議会があたかも盲判を押すかのように最初から条例可決を全会一致とした、議会として到底あり得ない行動が説明できる唯一の推論である。

本条例の議決は、「図書館条例の可決自体」が目的化されていたからこそ全会一致とすることができたのであり、それが前市長星野の行なった議会を動かした、いわばその「手口」である。以上の論証によって、市長部局が議会へ働きかけ、星野が主導して本件条例が可決成立した事実の認定ができる。

同 20 ページ

【1行目 第2の2(2)の(カ)の①(同上)】 争点分類 / 違法性の認識・星野の故意の認識
>そして前市長星野は、前訴において、「まさか議員さん方がですよ、それもですよ、日頃は私に対し大変厳しいご意見をおっしゃっている議員さん方が、私がやろうと思っていたことを議会が代わってするというような行動に出るといことは、思ってもいませんでした。」と陳述している。…(略)…従って、本件条例改正は提案議員の発議により議会の総意において行われたものであり、…(略)

《註》 原審尋問で星野は、議会を動かそうとして有形無形の働きかけをしておきながら、いわば「議会の行動を引き出し」ておいて、このように白々しく尋問に答えている。「まさか」、「思ってもいなかった」などという発言は、まるで「自分にはまるで責任がない」などと言わんばかりであって、このような言い方は、前市長星野が軽率に違法な執行を行いながら自らはその責任をいかようにも言い逃れられると考えていた、いわば星野の確信犯的な認識が表れていると言わざるを得ない。(乙26号)

しかしこの自身の発言でも、星野は「議会が星野に代わって(条例可決を)してくれた」との認識を示している。「代わってする」などとしていることは、「やりたいこと(条例提案)を(議会が代わりに)やってくれた」との意味であり、星野は本件について「(自分が行った)議会への働きかけ」の結果であることを充分過ぎるほど認識していたことを裏付ける。そして、その執行(予算付けと図書館設置)は星野が行なったものである。

同 21 ページ

【3行目 第2の2(2)の(カ)の②】 争点分類 / 星野の故意と重過失
>(略)…成立した条例を執行するのは市長の職務であるから、条例執行のための予算案を提出することは市長の義務であるし、上記のとおり、市教委においても本件図書館の設置を是としていたことが明らかであるから前市長星野にかかる職務上の法的義務がなかったことは明らかである。

《註》 本件条例が可決成立するよりも先、これに予算付けをしたのは前市長星野である。あらかじめ市長部局によって「IT図書館」に関する予算が作られていたことも不自然でもあり、「可決された条例執行のため予算案を提出した」のではなく、自分が成立させも同然の条例だったから、その予算は最初から作られていた。

市教委は自身の専権事項を無視されて成立した図書館条例と、これによる図書館の設置を事後的に「追認」するしかなかった。

この時のように、予算をつける際に理屈付けをして市教委は体面を保つ必要があったほど、本件の事後承認については手続きとしては最悪の部類であったと言える。

この事後承認の答弁をもって、教育委員会が「本件図書館設置を是としていた」などとするのはコジツケも甚だしい。逆に、この時点で教育委が「図書館設置に反対である」などとする訳はないのである。

被告は、議会と首長の二元制の独立性を言いつつも、成立した条例を自動的に執行することが市長の職務義務であるなどとしてその主張は矛盾であり誤りである。

また、星野がこのような個人の営業の妨害につながることに何ら疑問を感じなかったとは到底できないし、もし「疑問と思わなかった」のであれば、市長として星野の故意と言わざるを得ないほどに重大な過失である。逆に「疑問は感じていた」というのであれば再議なり何らかの対応をしなかったことは極めて重大な過失なのである。

同 21 ページ

【14行目 第2の2(2)の(カ)の③】 争点分類 / 星野の執行の故意性・違法性の認識

> (略)・・・規定しているが、これは首長制に基づく相互牽制によって長と議会間の均衡と調和を図り、もって地方自治の公正・適切かつ円滑な運営を実現しようとした趣旨と解される。・・・(略)・・・仮に本件条例改正が違法であったとしても、前市長星野は本件条例改正を適法なものと考えていたのであるし、前市長星野において本件条例改正の違法性は明らかなものではなかった。

《註》 被告が「再議権の趣旨」として解した通り、その再議すべき状況のもとにあって星野は「地方自治の公正・適切かつ円滑な運営が実現できなくなる」ことが予見できたのに、再議に付すことなく図書館のための予算付けを行なった。必要とされる場面で前市長星野が「再議権」を行使しなかったことは、再議しなかった不作為によって星野の違法行為の故意性とその主導的役割を明らかにしている。

そしてまさしく、被告が言うように「首長制に基づく相互牽制」というものは本件においても変わることはなく、別して原告第8準備書面で推論しこれを明らかにするように、「牽制」が何らかの形で議会の判断に作用していたとの推論ができる。

本件「バザール K 跡地問題に関する法律相談について」とする資料からは、結果として個人の営業ができなくなるように法規制を故意に利用した執行措置について、「違法性はなく訴訟される可能性はない」などとの認識を引き出すことはおよそ不可能である。

そもそも、本件法律相談の最終相談の意見は「市の過失による訴訟リスクがある」というものであり、「適法」とすらされていない。被告の主張は成立しない。

この資料をもって「適法」などと市長部局がしたことは、「星野の専決処分すらあり得る」と議会が捉えるほどのコジツケであったと言える。

また、仮に星野が「本件条例改正を適法なものと考えていた」とするなら、なぜ「随時」法律相談を行なったかも被告の説明は曖昧である。

つまり星野は、この法律相談を議会に示して条例成立を働きかける一方で、一方の意味では、

法律相談行ったことをアリバイにして「本件条例改正を適法なものと考えていた」などとしようとしたことが考えられるのである。これによって星野は、自身の責任が逃れられるものと考えていたとできる。

同 22 ページ

【3行目 第2の2(2)の(キ)】 争点分類 / 星野の執行の故意性

> (略)・・・述べたとおり、市議会は旧 UFJ 建物の有効活用を早急に図る必要があると考えていたのであるし、市民のための本件図書館は、一日でも早く市民の利用に供することが求められるものであるから、原告らの主張は失当である。

《註》 原審判決でも、星野ら市が風営法の法規制を違法に利用したことは認定されている。原審で被告国分寺市は、「図書館を早急に設置して悪いという法はない」などとの趣旨のことを答弁しているが、行政の執行には何事につけても影響が生じるものであり、図書館を設置する必要性や緊急性という前に、執行長として星野は自らの執行措置の影響を考慮してその適法性には十分に注意する責任があった。

被告は「一日でも早く」などと強調しているが、ただ単にそれは、本件は風営法の規定を利用した出店妨害のための図書館設置であったから、浜友観光がパチンコ店の営業を始めてしまう前にその設置を「早急に図る必要があると考えた」というに過ぎない。

そこには、特定事業者のみを標的とした星野の意図しか見ることが出来ず、「市民のためを考えた」などという執行の意思などどこにも窺えない。他ならぬ営業妨害をされた当の島田商事も国分寺市民のひとりなのである。

同 22 ページ

【ページ最後 第3の2】 争点分類 / 議会の判断

> (略)・・・前訴第一審判決は、前市長星野と議員らとの間について、本件出店を阻止すべきであるという認識の共有及び緊急の対応が必要であるとの共通認識があった旨の認定はしているが、本件条例改正に向けての意思の連絡及び共同行為の認定はされていない。

《註》 議会と星野に一定の「認識の共有」や「共通認識」があったことは原告も指摘している通りであるが、原審は損害賠償が請求された訴訟であり本訴は補助参加人星野への求償を訴える住民訴訟である。原審と本訴は認定すべき点は異なる。

議会は議会権限を守るために違法性のない範囲で判断をしようとしたとでき、「議員提案で条例を成立してくれ」との星野の要請に応じた。片や星野は、特定事業者の営業を図書館の設置によって妨害することに執着し続けた。議会議決へ向けて、「条例の可決成立が図書館設置には必要である」との手続きの前提とその認識は「共有」されていたし、おそらく「星野がこの図書館を利用して出店妨害をする」という認識さえ「共有」されていたとはできる。

しかし、星野と議会の目的は別のものであったと言わざるを得ない。それが「議会の星野への牽制として議員提案に応じる」という議会の政治的な決断である。

そう考えれば、議会が条例の議員提案と可決成立に応じるに際して、星野との間に『共同行為』がある必要はない。

同 23 ページ

【4行目 第3の3】 争点分類 / 議会の判断・星野の議会への働きかけ

> (略)・・・提案理由の内容、すなわち、第1の本件図書館の必要性、第2の旧UFJ建物の有効利用の必要性、第3の本件出店が本件再開発事業に重大な支障を来たすことから緊急の対応が必要であること、について共通の認識があったとはみられる。・・・(略)・・・提案議員らの「民意を反映する役割を持つ国分寺市議会は、市長の議案提案を待たず、この事業を総体的、早急に推進すべきとの判断」によって提案されたのである。この提案について前市長星野が提案議員らと意思の連絡がなかったことは、・・・(略)

《註》 星野にはまず「出店阻止」という主目的があり、被告はこの目的を隠蔽して主張するがため提案議員の提案答弁を挙げ、「図書館設置が第一義的な目的であった」などと強調しているに過ぎない。

また、提案議員の提案答弁の内容は樋口氏によるものとしかできず、議会の総意に基づいたものとは言えない。なぜなら提案答弁は代表者会議で決められたものとは異なった内容となっているからである。

また、被告の抗弁については「議論の矮小化」と言わないわけにはゆかない。原告は議会と星野に「密接な連絡のやり取りがあった」などと主張したことはない。原告は、「市長との取引」や「合意」などという、「謀議をしての協働があった」との事実認定をことさら主張するものではないからである。議会と星野に「頻繁な連絡のやり取り」などなかったであろうし、特にある必要もないのである。

もともと、「図書館を設置することで出店阻止ができる」という営業妨害の発案は市長部局からのもので、星野は議会で「出店阻止」を明確に表明した。「旧UFJ銀行の活用の充実について」という資料文書は市長部局が作成したものであるし、議員提案の案文すら最終的に市長部局が作ったとできる。結果として言えば、星野は議会を動かしたのである。

前市長星野は条例の可決成立後に議会で謝意を表明し、「(自分の)答弁を受けて議員のみなさまが動いてくれたと思う」などと、自身が「働きかけた」ことすら認めている。(乙14号)

同 23 ページ

【26行目 第3の3】 争点分類 / 議会の判断・星野の執行の故意性

> (略)・・・また、パチンコ店出店問題を(市長が)放置したことが(議員提案による条例改正を)招いた、という趣旨の発言をしている。市議会における議論を見れば、駅前図書館の必要性・・・(略)

《註》 議会で星野が指弾されていたのは、前市長星野が土地建物を差し押さえた島田商事に対して注意も配慮もせず、ただ放置していたずらに島田商事を追い込んだことが今回の事態を引き起こしたというものである。議員らは、星野が自ら招いた事態の責任を迫及していたに過ぎない。

それで、本来なら星野が辞職して民意を問うなりすべきでも星野がそのような判断をするはずはなく、だからと言って星野に再交渉ができるわけでもなく、ならば自分で始末をつけケジメをつけるべきと議員らから迫られた。議員らは星野に何らかの判断と実行を迫った。

また、星野は浜友観光の出店計画を「知って」からも、一年あまり何もしないでいたとも議員は批判をしており、その答弁では教育委員の権限が無視されたことにも言及がされている。

(乙14号)

この当時、もし星野が浜友観光や島田商事と折衝でもして、事業者らの意向を議会に報告するなりしていれば議会は別の提案も働きをすることもできた。しかし星野は折衝どころか島田商事の契約内容すら知ろうとせず、それにも関わらず「補償費が増大する」などと試算があるように主張してみせ、「図書館を設置して風営法の法規制を利用すればパチンコ店の出店が阻止できる」として、ひたすらこれにこだわったのである。

もっとも、被告の主張するように、たとえ前市長星野が違法な行政執行につながるような政策判断を議員らから強く迫られ要求されたとしても、星野の違法な執行の責任は免れるものではない。星野がそのような議員の発言で圧力を受け、「(議会に手足のように)動かされた」ののだとしても、星野は行政執行の長であり、公権力の行使濫用を行ったその責任から免れることはできない。

同 24 ページ

【1行目 第3の3】 争点分類 / 議会の判断・星野の議会への働きかけ

> (略)・・・本件パチンコ店出店が本件再開発事業の実現を困難にするとの危機認識が前市長星野よりも議員において強く、市教委の継続審議によって前市長星野が提案しないのであれば議員提案によって本件条例改正を行い、本件出店を阻止しよう、と議員独自の立場で判断したことが明らかである。・・・(略)

《註》 被告は「星野よりも議会の方に出店妨害の意思が強くあった」などとし、(だから)議会が独自に判断して営業妨害を行ったという抗弁をしているが、論理性もなく事実としても全くの誤りである。「意思が強くあった」から「独自に判断した」などとはできず、これが導かれるとするような主張は、論理性の欠落したものである。

代表者会議の経過を見れば、「(議会が)独自に判断した」のは条例ではなくむしろその可決自体そのものとするしかない。そこに「(議会の)出店阻止への意思」はそれほど感じられない。また、前市長星野と議会・議員との間に密接な意思の連絡が見られないにも関わらず本件改正図書館条例が全会一致で可決されたことをもってしても、本件のIT図書館という内容の説明が市長部局に求められた本末転倒の議会質疑を併せて考えても、議会が星野の要請に応じたことには別の理由があったと推認させる他にはない。

そもそも、星野が働きかけて議会が議員提案と可決に応じたことになった代表者会議よりも以前に、議員らが議員提案で条例改正を行って出店を阻止しようとした議論はない。

本件代表者会議で議会はむしろ、議員提案文にそのような出店阻止の意思があると取られるような文言は盛り込まないようにした。会議録でははっきりと、「再開発ではなくて」「切り離して」との発言がある。言うまでもなくこの『再開発』とは、星野が大義名分とした「再開発事業のために出店を阻止する」というものを指す。

また議会は継続審議中の教育委員会へ説明や意見を求めていず、もし議員独自の立場で図書館設置の内容を判断していたとするならわざわざこれをしなかった理由が説明できない。教育委員会に審議を要請して継続審議とされ、次に議員提案による方法へと切り替えたその当事者が前市長星野ら市長部局であったからこそ、議会は教育委員会で審議中であることや図書館行政に関わる教育委員会の専権を無視できたのである。そこはもともと星野が手を

つけた『権限の無視』だったからである。だから議会はこれを「関知しない」とできた。

同 24 ページ

【17行目 第4の1】 争点分類 / 違法性の認識・星野の執行の故意性

> (略)・・・仮に前市長星野について職務義務違反(違法性)があったとしても、前市長星野には違法性を基礎づける事実についての認識がなく、又、これを容易に認識し得なかった。

《註》原告は、すでに星野の職務義務違反については十分な証拠とともに明らかにした。

市長部局は随時行なってきた法律相談をわざわざまとめて「バザール K 跡地問題に関する法律相談について」とし、議員らに提出した。

この資料には「図書館を設置することによる出店の阻止に違法性はない」との記述はない。むしろ「市の過失により、訴訟されるリスクがある」と結論付けられている。「違法性がない」とはされていないのに、「法律相談をしたから星野は違法性を容易には認識し得ない(ことになる)」としている被告の主張は成立し得ない。

本件法律相談は、星野の執行についての随時の相談であり、すなわちそれぞれの『質問内容』に記されているように「図書館設置をして出店を阻止する」ことに関連したその時々々の相談であった。

結局、議員提案による条例可決となろうが星野による市長提案であろうが、「図書館の設置」は全て同じ目的(出店の阻止)を持つものであるから、よって星野は明確に「違法性を基礎づける事実(結果の予見)について認識を持っていた」と言わざるを得ない。

同 25 ページ

【2行目 第4の2】 争点分類 / 星野の執行の故意性・星野の議会への働きかけ

> (略)・・・仮に、前市長星野が本件図書館条例の改正を違法であると認識していたならば、本件条例改正の効果として本件パチンコ店の出店ができなくなることを答弁をすることはおよそ考えられないことであるし、また、「旧 UFJ 銀行の活用の充実について」を改訂して本件パチンコ店の出店阻止の効果に言及するなど、あり得ないことである。

《註》原告としては「卑近な喩え」と断ったうえであえて述べるが、「邪魔だから殺す」との殺害予告をして犯行におよぶことが「あり得ないこと」とはできない。出店阻止の意思を明確に表明した議会答弁や資料改訂の出店阻止の記述をもって、「当事者の星野が違法行為を認識していれば答弁や言及することはあり得なかった」とする被告の論理は全く成立しない。

この「出店阻止」を言及したことの意味は樋口氏の前審尋問で明らかで、樋口氏は「いらぬ誤解を受けないようにした」として、それは、議会に対して「星野自身がパチンコ店の出店を阻止すること」、すなわち「島田商事のテナント出店を潰す」という星野の意思を明確にしなくては議会の協力が得られないと考えたことにある。

星野ら市長部局は、議会から本件条例提案を働きかけた意図を詮索されて条例の提案と可決が遅れ、出店阻止ができなくなる事態を避けようとしたのである。

議会と前市長星野は日常的に対立しており、星野の執行能力と執行の不備については就任

時から数多くの批判があった。(甲 51 号:H17.09.12 第 3 回定例会(第 4 日))この対立のため、市長部局は出店阻止についての星野の意思を示して「図書館条例を議員提案するよう要請していることは星野の(出店阻止という)目的と執行措置のためである」と、明確にしておかなければ議員提案について協力が得られないと考えたのである。

同 25 ページ

【8 行目 第 4 の 2(同上)】 争点分類 / 図書館設置の目的・違法性の認識

>(略)・・・従って、仮に前市長星野について職務義務違反(違法性)があったとしても、前市長星野には違法性を基礎づける事実についての認識はなかった。

《註》 被告の主張は、原審で抗弁された『副次的・反射的』なる認識が、「(当時の星野にもあったから)違法性を星野が認識することはできなかった」などと主張していると読み、驚くばかりである。

原審で被告国分寺市は、図書館設置による出店の阻止を「副次的・反射的」などとして、「一義的には出店阻止が目的ではない」などと欺瞞し、星野も原審尋問で触れているが、この理屈を本訴で用い、あたかも過去に遡ってこの理屈を導入し当時の前市長星野は執行時に同じ認識でいたなどとし、「だから違法性の認識はなかった」などと主張するというなら、まるで荒唐無稽な詭弁と言わざるを得ない。実際、本訴被告はこのような抗弁を度々行っていることは指摘せざるを得ない。

この「バザール K 跡地問題に関する法律相談について」との相談では、最終相談で「市の過失による訴訟リスクがある」と結論づけられている。

またそればかりか、最初の相談から「図書館設置を利用して出店を阻止することは効果があるか」などと、営業の妨害を前提とした相談が最初から行なわれている。(甲 17 号)

また、星野が違法性の認識がないと考えていたらわざわざ法律相談をする必要はなかったし、また議会らに合法性を確認したかのように欺瞞してアピールする必要もなかった。(乙 10 号:H18.11.30 第 4 回定例会(第 1 日))

以上、これらの事実により、前市長星野が違法性を十分に認識した上で本件の執行に及んでいたことは明らかである。

それは結局、議会の条例可決によるものであろうが市長による条例提案となろうが、同じ出店阻止という目的の「市長による図書館設置」という執行措置につながるものであるから、この法律相談が星野の市長提案のための相談であったとか、議員提案を働きかけるために使われたとかは関係がない。星野自身は執行者として明確に違法性の認識を持っていたとしなければならぬのである。

もし、仮にそれでも星野が「個人の営業を妨害することに違法性の認識がなかった」などと主張するとしても、島田商事に損害を与えることになることは十分に予見できたのだから、「故意」と同視しうるほどに善管注意義務に著しく違反した重大な過失である。

同 25 ページ

【12 行目 第 4 の 3】 争点分類 / 違法性の認識

> (略)・・・前市長星野が違法性を基礎づける事実についての認識を持たなかったのは、2名の市顧問弁護士及び地方自治論・行政学・政策法務論等を専門分野とする大学教授の意見に基づくものであったのであるから、前市長星野は、違法性を基礎づける事実を容易には認識しえなかったことが明らかである。

《註》 法律相談の経過をまとめたという本件資料には、「(星野の進める政策に)違法性はない」などという記述はない。一部の質問内容が改ざんがされた疑いも否定できない。そもそも本件法律相談は、星野が違法性の認識を持ち、出店阻止の計画を進めていた上で随時行っていた相談である。これを市長部局はあたかも「一度に同じ内容で複数の法的知見を得たもの」であるかのように印象付け、議会に資料として提示した。すなわち、本件法律相談による知見であるようにしながら、「市の施策の適法性は担保される」とか「市の負ける可能性は少ない」などと、あたかも法的な適法性が確認されたような答弁をしたことは市長部局による全くの虚偽と言わざるを得ないのである。(乙10号:H18.11.30第4回定例会(第1日))

本件最終相談で結論づけられていることは、「市の過失による相手方の損害はゼロではないだろうし、訴訟リスクはある。」というものである。被告の主張は誤りである。(甲17号)

同 25 ページ

【ページ最後 第5の2】 争点分類 / 星野の故意と重過失・星野の懸念

> (略)・・・少なくとも客観的に見て当該債権の成立を認定するに足りる証拠資料を入手し、又は入手し得たことを要する、と解されている。

《註》 原告は、星野が議会に働きかけて本件条例を可決成立させ、図書館設置ができるようにして図書館の設置を実態的に行い、係る風営法の法規制を利用して本件パチンコ店の出店の阻止をした「実行の主体」であることを示してきた。これにより補助参加人星野への求償権の存在は客観的に見ても明らかである。

星野に「国分寺駅北口再開発事業が頓挫する危機感があった」などという主張は、前市長星野の言い逃れでしかなく、その危機感があったことを裏付ける当時の影響評価調査の存否、星野の東奔西走の活動や交渉、事業者らと直接折衝したという事実はどこにもないのだから、そのような主張は成立しない。(甲46号)

このような、事実として「ない」ものを被告が「ある」と判断していたことは誤りであり、市は客観的に当該債権の成立を否定させる証拠資料を入手できていなかったのだから前市長星野へ求償を即座にすべきだった。これは本訴の主張においても同じ趣旨である。

前市長星野の違法行為は、浜友観光の出店を阻止し島田商事の不動産賃貸事業を妨害したという結果についてであり、市はこの損害賠償を星野に代位して支払った。これほどの明白な故意または重大な過失に求償がされなくては、地方行政が成り立つものではない。本訴において原告は十分な証拠に基づいて主張と事実を明らかにしているのだから、この立証をもって被告国分寺市は、当該債権の成立を認めるための十分な証拠を入手したとすべきなのである。

なお、被告が引用した当該最高裁判断(H21.4.28)は以下のものである。(平成20(行ヒ)97) 当該判決は、

「>(略)・・・不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実と当たらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」としている。

つまり、「十分な証拠がないからゴミ施設事業者に談合損害の賠償請求はしない」などとした尼崎市長に対し、その証拠は市が容易に入手することが可能であり、またもし市がゴミ施設事業者への求償権を否定するというならその求償権を否定する証拠を示すべき義務は被告尼崎市側にあるとして差戻した判決と解される。

同 26 ページ

【6行目 第5の2】 争点分類 / 星野の故意と重過失

>(略)・・・本件条例改正に向けての意思の連絡や共同行為の認定はしていない。すなわち、前訴第一審判決においては、市の条例改正についての違法は認定されてはいるが、全市長星野の個別の行為の職務義務違反及び故意又は重過失は認定されていない。

《註》 本訴訟は補助参加人星野に対し、求償権があるかを争う現市長を被告とした住民訴訟である。国分寺市として前市長星野に請求すべきかどうか、その求償権の存否を争う。これに対し、原審の損害賠償請求訴訟は、営業活動を違法に妨害され損害賠償を求めた者らによる請求であって、市長自身の職務義務違反や重過失や故意性について争ったものではない。認定や追及のない部分があってもおかしくはない。原審と本訴訟の目的は異なる。

同 26 ページ

【11行目 第5の2(同上)】 争点分類 / 星野の故意と重過失

>従って、(略)・・・被告が、客観的に見て前市長星野に対する求償権の成立を認定するに足りる証拠資料を入手していないことはもちろん、これを入手し得たともいえないことが明らかである。

《註》 そもそも、被告が抗弁するような「怠る事実でない」とする認否は誤りである。被告はいわゆる「怠る事実」というものの本質について理解していないが、本訴は本件が「怠る事実」であるかどうか争うものではない。原告は星野への求償権の可否を争っており、本訴補助参加人星野への求償権の成立が確定すれば怠る事実として種別されるのである。原告は、証拠事実により、星野の「出店阻止」の意思と執行、風営法を趣旨外の目的に利用したこと、星野が図書館設置が違法な財産権の侵害となることを予見しながら執行した事実など、これらの証拠が歴然と存在するにも関わらず国分寺市がこれを請求していないからこれを争い、本件を「怠る事実」と種別して求償を主張している。一方の本訴被告は、星野に求償すべき明白な証拠がありながら、これら事実証拠をただ無視して「見つけられなかった」などとしているだけであって、不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を、正当とするような根拠を説示することもしていない。市が求償をしても、補助参加人星野がこれに異論があって支払わないのであれば訴訟としてこれを争えばよいのであり、その裁判で求償の法的正当性を確認することができる。市が、いたずらに補助参加人星野への求償を避けようとする合理的理由はなく、これを忌避すること自体がむしろ法の命じる市の財産管理の趣旨に背いている疑いさえあるとできる。

国分寺市が損害賠償金を支払った当時、星野へ求償できる事実証拠については当該原審で揃っていたにも関わらず、国分寺市はこれらを求償の根拠としなかった。その理由として本訴原告は、原審損害賠償訴訟の認定の存否に依拠して主張している。当時損害賠償金の支払いを争っていた裁判と和解は本訴星野への求償とは異なるものであり、「原審の認定」に依拠して「客観的な認定に足る証拠がなかった」などと求償しなかったことは明らかな誤りである。

また被告代理人は、原審で「前市長星野は訴訟参加人とはされていなかった」として、これを求償しなかった根拠に挙げているが、前市長星野信夫は原審平成20年9月8日の訴状における被告、市長その当人である。法律家として極めて疑わしい抗弁と言わざるを得ない。

星野への求償は過去に遡ってみても、これらの事実証拠と推認をもって求償すべきと判断されねばならなかった。それができなかった(怠っていた)ことは市の財産管理を怠っている違法な状態であり、本訴被告である国分寺市はこの求償を認め本訴補助参加人星野に対して四億五千万円と係る金利をただちに請求しなければならない。

なお、被告が例示した最高裁判決によれば、もしそれでも本訴被告国分寺市が前市長星野への求償を積極的に否定しようとするのであれば、それに足る「求償を否定できる事実証拠を示す必要がある」と判示されているはずである。

憲法29条の要請により、財産権が侵害されその損失が生じたことで市は前市長星野に代位して被害を受けた本件事業者らに損害を賠償しなければならなかったものであり、よって国家賠償法、第一条および同二項によって本訴補助参加人星野に対して市は求償権を有しており、これを行わないままでは市の財産管理を怠る違法である。

同 26 ページ

【ページ最後 第5の3】 争点分類 / 星野の故意と重過失

> (略)・・・怠る事実にはあたらない。

《註》原告による事実の認定、および推論によって、星野の故意と重過失は疑いの余地がない。この求償権の成立にも関わらず、これを行わないことは、国分寺市が自治体の財産の管理を行なうことを怠っていることになり、『真正怠る事実』に当たる違法である。

第五 むすび

以上で、原告は本答弁によって、被告第2準備書面について争点の整理を行い（第二）、反論をまとめ（第三）、各該当箇所について引用して詳細な反論を述べた（第四）。次に原告第7準備書面として、原告は前回口頭弁論の被告準備書面3に対する反論を行なう。

以上